

## スチュワードシップ活動に関する基本方針

### 第1条(遵守表明)

2014年2月27日に公表された日本版スチュワードシップ・コード(以下「コード」という)の趣旨に賛同し、コードを受け入れる旨をホームページで表明する。

- 2 スチュワードシップ責任を果たすための方針として「スチュワードシップ活動に関する基本方針(以下「本方針」という)を策定し、本方針をホームページで公表する。
- 3 2017年5月29日に公表されたコードの改訂内容を受け入れ、その旨をホームページで公表する。
- 4 2020年3月24日に公表されたコードの再改訂内容を受け入れ、その旨をホームページで公表する。

### 第2条(定義)

「コード」とは、次の8原則をいう。

- (1)機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
  - (2)機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
  - (3)機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
  - (4)機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
  - (5)機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
  - (6)機関投資家は、議決権の行使を含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
  - (7)機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。
  - (8)機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。
- 2 「スチュワードシップ責任」とは、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る 責任をいう。
  - 3 「スチュワードシップ活動」とは、スチュワードシップ責任を果たすための活動をいう。

### 第3条(利益相反の管理方針)

スチュワードシップ活動を行うにあたって、当社あるいは当社との関係会社と顧客・受益者の間で利益相反の発生が想定される場合は、別に定める利益相反管理方針に基づき適切に管理する。

- 2 別に定める利益相反管理方針には、顧客・受益者の利益を第一として行動するために必要な措置として、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について管理方針を定めるものとする。
- 3 利益相反管理方針の公表にあたっては、利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、利益相反回避の具体的な方針(想定される事例と管理方法等)を含めるものとする。

### 第4条(投資先企業の状況把握)

スチュワードシップ責任を果たすため、投資先企業の状況(ガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、社会環境リスクを含む事業リスクへの対応等)を的確に把握することに努める。

- 2 投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項を把握した場合は、速やかにスチュワードシップ活動の責任者(原則として株式運用部長)に報告し、適切な対応を協議する。

### 第5条(投資先企業との対話)

スチュワードシップ責任を果たすため、投資先企業の持続的成長を促すことを目的とした対話を当該企業との間で建設的に行い、当該企業と認識の共有を図ることに努める。

- 2 投資先企業との間で行う対話については、当該企業の状況や市場環境、持続可能性等を勘案したうえで、中長期的視点から当該企業の企業価値及び資本効率を高める内容となるように努める。
- 3 投資先企業との対話において、当該企業の企業価値が毀損されるおそれを認識した場合は、より十分な説明を求め、当該企業とともに問題の改善を図るように努める。
- 4 投資先企業との対話において未公表の重要事実を受領した場合は、不公正取引等を防止するため、別に定める「法人関係情報の管理に関する規程」に基づき適切に管理する。

### 第6条(議決権行使)

保有株式の議決権行使にあたっては、投資先企業の状況や当該企業との対話内容等も勘案したうえで議案に対する賛否を判断するように努める。

なお、議決権行使に関する基本方針及びプロセスのほか議決権行使状況をホームページで公表する。

- 2 議決権行使状況の公表にあたっては、行使した全議案の賛否等についての開示(全件個別開示)にとどめず、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については賛否理由の開示も含めるものとする。
- 3 議決権行使助言会社のサービスを利用する場合は、機械的に助言を受け入れるのではなく、当社の責任と判断の下で議決権を行使する一方、当該助言会社の名称及び活用方法についても可能な限り公表する。

また、当該助言会社のスチュワードシップ・コードの受け入れ状況やスチュワードシップ活動を確認するものとする。

## 第7条(活動報告)

スチュワードシップ活動については、各原則の実施状況に関する自己評価を行い、自己評価の結果を投資先企業との対話を含むスチュワードシップ活動の結果と併せてホームページを通じて顧客・受益者に対して定期的に報告する。

- 2 前項にかかわらず、顧客・受益者よりスチュワードシップ活動の報告を求められた場合は、取引内容等を勘案したうえで個別に対応を判断する。

## 第8条(体制整備)

投資先企業との対話を含めたスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うため、経営会議においてスチュワードシップ活動の責任者(原則として株式運用部長)を任命する。

- 2 スチュワードシップ活動に携わる役職員に対しては、コード及び本基本方針を周知徹底するほか、スチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備える施策として投資先企業と対話する役職員あるいは他の機関投資家との意見交換の場を設ける。
- 3 内部統制委員会は、スチュワードシップ活動がより適切なものとなるように、過去に行った投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断などを検証し、スチュワードシップ責任を果たすための方針などの改善を図る。

## 第9条(運用の再委託先)

運用に関する権限を他の運用会社に再委託する場合は、コードの受け入れ状況や再委託先におけるスチュワードシップ活動を確認するが、原則として再委託先の方針を尊重する。

## 第10条(改廃)

本方針の制定および改廃は経営会議で決定し、その内容を取締役に報告する。

## 附 則

1. 本方針は、2014年5月1日より施行する。
2. 本方針は、2017年11月13日から改定する。
3. 本方針は、2020年9月16日から改定する。